

2015 年 7 月 3 日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRS 第 15 号の発効日（IFRS 第 15 号の修正案）」
に対するコメント

1. 当委員会は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「IFRS 第 15 号の発効日（IFRS 第 15 号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会が与えられたことを歓迎する。
2. 当委員会は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を 1 年間延期する本公開草案の提案に賛成する。我々は、本来、公表後に会計基準の発効日を延期することは、会計基準に対する信頼及び会計基準設定主体の権威を損ねる懸念があるため、行うべきではないと考えている。しかしながら、本件については、例外的な決定を正当化する以下の説得力のある理由が存在すると考えられるため、我々は提案されている 1 年間の延期を適切と考えている。
 - (1) IFRS 第 15 号を導入する前の追加的な準備期間の必要性
 - (2) IFRS 第 15 号と Topic 606 で整合的な発効日を維持することの重要性

IFRS 第 15 号を導入する前の追加的な準備期間の必要性

3. 本公開草案の結論の根拠に記載のとおり、IASB が IFRS 第 15 号の発効日を決定した時に想定されていたよりも基準の公表が遅れたため、企業の導入期間は当初の想定と比べて短くなっている。さらに、移行リソース・グループ（TRG）におけるその後の議論は、IFRS 第 15 号のステータスに関して不確実性を生じさせ、企業に対していつ及びどのように IFRS 第 15 号の導入プロセスを開始すべきかに関して疑問を提起している。これらの影響を考慮すると、我々は、IFRS 第 15 号の導入が要求される前に追加的な準備期間を与えることが必要と考えており、したがって、提案されている 1 年間の発効日の延期は適切であると考えている。
4. 我々は、自身の見解を形成するにあたり、IFRS を適用している日本企業と議論を行い、発効日を 1 年間延期する本公開草案の提案に関する見解を確認した。IFRS を適用している日本企業からは、多くの理由から本提案を強く支持する意見が聞かれた。主張された理由の一部は以下のとおりである。
 - (1) IFRS 第 15 号は収益認識に関する基本的な考え方の変更を伴うものであり、企業の会計実務に重要な変更が求められる場合がある。仮にこのような場合、収益認識基準が企業の日常業務に関連するものであるため、企業は新基準に適合

するために情報システム及び対応する内部統制システムを大きく変更することが要求される。さらに企業は、情報システムが適切に変更されたかを確認するために、移行時点で変更後のシステムをテストするだけでなく、一定期間にわたって当該システムを稼働させる必要がある。当該確認のために十分な期間が必要であることを考慮すると、2017年1月1日（当初の発効日）前までに準備作業のすべてを完了させるのは、相当な困難さを伴うと思われる。

- (2) IFRS 第15号を適切に導入するためには、グループ会計方針の設定が必要となる企業があり、親会社は当該方針の開発にあたり、自身のグループ企業と詳細な協議を持つことが求められる。子会社数が多くグローバル展開しているグループの場合、親会社は自身のグループ子会社及び彼らの監査人に対して IFRS 第15号の導入による潜在的影響を説明し、当該影響に関して彼らと議論するために、非常に多くの時間を必要とする可能性が高い。さらに企業は、新しいグループ会計方針に基づき、当該変更が比較年度数値に与える影響も分析及び評価しなくてはならない。この点に関して必要となる時間を考慮すると、提案されている発効日の1年間の延期は大変望ましい。

IFRS 第15号と Topic 606 で整合的な発効日を維持することの重要性

5. 我々は、Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の発効日に関して、FASB から1年間の延期が提案されている事実を認識している。IFRS 第15号と Topic 606 が文言レベルでほぼコンバージェンスされている点に鑑みると、整合的な発効日を維持することが、企業により報告される収益の金額の比較可能性を向上させる観点から大変望ましいものと考えられる。
6. 連結財務諸表の作成にあたって IFRS を任意適用している日本企業（とりわけ、米国とそれ以外の地域のそれぞれにおいて子会社を有する多国籍企業）からは、両基準が異なる時点から適用されると、両基準を並行して適用するためにグループ内で二重の情報システムを維持することが必要となる等、実務上の負担が著しく増加する可能性がある点について懸念が示されている。

その他

7. 前項までのコメントに加えて、我々は、日本基準の一環として IFRS 第15号及び Topic 606 とのコンバージェンスを念頭においた新たな収益認識基準の開発に着手した我々の取組みについて強調したい。我々の当該審議において、IFRS 又は米国会計基準を使用している日本企業からは、IFRS 第15号及び Topic 606 への移行日までに我々が開発する新しい収益認識基準を適用可能にすることを求める意見が聞かれている。これにより当該日本企業は、日本基準に基づき作成された個別財務諸表から IFRS 又は米国会計基準に基づく連結財務諸表を作成する際の調整負担を

軽減することができる。当該期限に間に合うよう基準開発を進めることには、相当の困難さを伴うことが予想されることに鑑み、我々は、IFRS 第 15 号の発効日を延期する本提案を歓迎する。

8. 最後に当委員会は、当初の経過措置に基づき IFRS 第 15 号の適用に向けて準備を整えていた企業に不利益が生じないように、IFRS 第 15 号の早期適用を引き続き認める提案にも賛成する。

さらに我々は、IFRS 第 15 号の発効日よりも前に IFRS を初度適用する予定の日本企業が相当数存在する事実を強調したい。仮に IFRS 第 15 号の早期適用が認められない場合には、これらの会社は IFRS 第 15 号を適用する前に一旦 IAS 第 18 号「収益」や IAS 第 11 号「工事契約」を適用する必要があることから、我々は、早期適用が認められないことによって、これらの会社が IFRS への移行を予定通り実施することが阻害されることを懸念する。

9. 本公開草案における個別の質問に対する当委員会のコメントについては、別添をご参照いただきたい。
10. 当委員会のコメントが IASB による今後の審議に役立つことを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 副委員長

収益認識専門委員会 専門委員長

別添

本公開草案の個別質問に対するコメント

質問： IASBはIFRS第15号の修正を提案しており、企業は2018年1月1日以降開始事業年度からIFRS第15号を適用することが要求されることになる。早期適用は引き続き認められる。当該提案に同意するか。同意又は不同意の場合の理由は何か。

11. 我々は、本レターの第2項から第8項における理由により、IFRS第15号の発効日を1年延期し、早期適用を引き続き認める本公開草案の提案に賛成する。

以 上